

埼玉県立児童養護施設いわつき指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部社会福祉課

令和5年8月21日から募集を開始した埼玉県立児童養護施設いわつきの指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県立児童養護施設いわつき指定管理者について

指定管理者：埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
理事長 黛 昭則

2 指定の期間について

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

参加希望団体がなかったため未実施

（2）応募申請団体数

- ・令和5年9月4日締め切り 1団体
- ・申請団体の内訳
社会福祉法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

1 審査基準

- ① 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にいわつきの運営を行うことができること。
- ② いわつきの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ③ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ④ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

2 審査項目

- ① 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ② 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ③ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ④ 法人等の経営基盤が安定しているか。

- ⑤ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。
- ⑥ 指定管理業務に係る提案額は適切な額か。
- ⑦ 危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。
- ⑧ 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
大竹 智	立正大学社会福祉学部教授
佐々木規雄	埼玉弁護士会子どもの権利委員会委員
保角 美代	埼玉県里親会理事長
岩崎寿美子	埼玉県福祉部少子化対策局長
藤岡 麻里	埼玉県福祉部地域包括ケア局長

(3) 1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者 1 団体を 2 次審査対象団体としました。

社会福祉法人 1 団体

(4) 2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

審査項目 (配点)	配点	採点平均
1 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。	40 点	32.4 点
2 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。	10 点	7.0 点
3 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。	10 点	7.6 点
4 法人等の経営基盤が安定しているか。	10 点	7.8 点
5 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。	5 点	2.6 点
6 指定管理業務に係る提案額は適切な額か。	15 点	12 点
7 危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。	5 点	3.2 点
8 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。	5 点	3.4 点
合計点	100 点	76 点

○ 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の選定理由

- ・ 経験豊富な指導員や臨床心理士などの専門職員を数多く有し、被虐待児童や障害のある児童など、処遇に特別な配慮が必要なケースに対応できる体制を備えている。
- ・ 児童の自立支援や退所後のアフターケアなど、民間施設に先駆けた取組を行うとともに、学校や児童相談所などと連携し、利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供できる体制にある。
- ・ 児童養護施設や障害者支援施設など11の施設運営を行ってきた経験を活かし、効率的な運営が可能であり、不測の事態に際しても、法人全体として人的・物的支援体制が確保されている。

○ (参考) 選定委員の主な質疑

質 疑	回 答
里親委託の実績について	<p>令和4年度は0人、令和5年度は現時点で2人里親委託している。児童相談所と連携し、必要な交流や意向の確認等しながら里親委託を推進していきたい。</p> <p>今年度委託した2つの里親家庭は、とても一生懸命なので、逆に抱え込みすぎないように、年4回やっている里親懇談会をご案内し、普段の悩みを伝えたり先輩里親から助言をもらうなどのサポートをしていきたい。</p>
退所児童へのアフターケアについて	<p>様々なツールを駆使して連絡をするが、中には応答がないケースもあり、本人への連絡が難しい場合は家族を介して状況確認をしたりしている。場合によっては、職場や学校に確認することもある。</p> <p>退所後の年数経過に応じて、連絡が取りにくくなる児童もいるが、おおむね連絡はとれている。自立支援担当職員を中心に、アフターフォローが適切に行われるよう努めている。</p>

5 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の提案の概要

(1) 施設運営の基本方針

- ①児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
- ②心の傷を癒す治療的養護の充実
- ③安心・安全な生活の保障
- ④地域との交流・連携の充実

(2) 入所児童の支援

①虐待を受けた児童への支援

経験豊富な職員や公認心理士等の専門職員を配置し、関係機関と連携しながら児童が安心して生活し自立に向けて取り組めるようきめ細やかな支援を行う。

児童相談所と連携しながら家族状況の改善に向けた支援を行う。

②障害や疾患のある児童への支援

学校や関係機関と連携し、本人の状況や能力に応じた個別対応の充実を図る。

③高学齢児童への支援

経験豊富な職員を配置することにより、日常的な支援に加え、高学齢児童の複雑な心情や立場に寄り添いながら、自立に向けた支援に積極的に取り組む。

進路に役立つ知識や技術を習得するため、児童自立支援の外部関連団体と連携し、退所後の金銭管理を学ぶなどの機会も設ける。

(3) 一時保護児童の受入れ・支援

県立施設として、児童相談所の一時保護所を積極的に補完し、受け入れる体制を整える。

一時保護の性質（緊急性、児童の精神的混乱、安全性の確保等）を踏まえ、児童相談所と支援方針を共有しながら、児童一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供する。

一時保護期間が長期化する場合には、通学や外出等、児童の社会生活への制限を軽減させ、地域や関係機関の理解と協力のもと、児童の権利が守られるよう児童相談所と連携して支援する。

(4) 児童の自立に向けた支援

①社会・就労体験

小学生には工場見学、中学生には仕事に関する講話、高校生には就労体験などを実施し、社会・就労意識の醸成を図る。

②就職・進学支援

民間企業の人事部門経験者や地域の有識者による「児童自立サポーターズ」を組織し、児童一人ひとりの進路相談にきめ細やかに対応する。

園内塾や学習塾、ボランティアを活用し、学習支援を行う。親族等から経済的

支援を得られない児童に対し、費用面で進学を諦めることのないよう、進学費用を支援する。

③児童の自立に向けた支援

高校生は、施設内の別棟を利用した自活体験を実施し、食事の準備等を児童自身が主体的に計画し取り組む機会を確保する。

外部関連団体と連携し、退所後の住居探しや一人暮らしをする上での知識等を学ぶ機会を設ける。

④アフターケア

全ての退所児童を対象に、退所後5年間は定期的に状況確認を行い、必要に応じて再就職などを支援する。

(5) 関係機関との連携

①児童相談所との連携

児童の措置機関である児童相談所と緊密な関係を図り、「児童自立支援計画」を策定し、児童の社会的・精神的自立が図れるよう適切な支援を行う。

②学校等との連携

定期的に連絡会を開催するとともに、日ごろから学校教職員との情報交換や連携し良好な関係を築くよう努める。

③保護者との連携

家庭支援専門相談員を2名配置し、児童自立支援計画に基づく家庭復帰や家族関係の調整に向けた支援を行う。

面会や外出・外泊、家庭訪問を通じて児童と家族の関係が良好に継続できるよう性に配慮し必要な支援を行う。

(6) 個人に関する情報の取扱いについての基本方針

「埼玉県社会福祉事業団個人情報保護規程」を定め、個人情報取扱事業者として個人の権利利益を保護するとともに、事業の適正かつ円滑な運営を図る。

また、「文書取扱規程」に基づき、適切な文書等の管理を行う。

(7) 危機管理に対する方針

児童の生命、身体の保護を図るため、「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」を定め、危機の回避及び危機発生時における迅速な初動対応と二次被害の防止に努める。

「いわつきリスクマネジメント要領」を定め、児童の安心・安全な生活を確保するための効果的な危機管理体制を整える。